

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次 ページ

人事委員会規則

- 人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会規則七一九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………1

人事委員会規則

人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）等の一部を改正する規則

（規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正）

第一条 規則七〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の一項を加える。

4 自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をした職員が職務に復帰したときは、当該職員の自己啓発等休業をした期間を大学等における修学（職員としての職務に特に有用であると認められるものに限る。）又は国際貢献活動のためのものにあつては百分の百以下、それ以外のものにあつては百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

別表第三の備考中「この表の」の下に「特別支援学校」の学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第80号）による改正前の学校教育法に規定する中学校、高等学校及び養護学校を、「を加え」、「田保健助産師養成法」を「田保健助産師養成法」に改める。

別表第三の備考中「この表の」の下に「特別支援学校」の学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第80号）による改正前の学校教育法に規定する中学校、高等学校及び養護学校を、「を加え」、「田保健助産師養成法」を「田保健助産師養成法」に改める。

第二条 規則七一一（給料等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「大学院修学休業をし」の下に、「自己啓発等休業をし」を加える。

第三条 規則七一一〇（寒冷地手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている職員

第四条第三項中「第七号」を「第八号」に改める。

第四条 規則七一一六（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十七条の二の見出し中「及び額」を「額」に改め、同条第一項第三号中「をし」の下に、「自己啓発等休業（法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をし」を加える。

第十七条の四第二項中「大学院修学休業をし」の下に、「自己啓発等休業をし」を加える。

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則七一九（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

規則七一九（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

九 法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

第五条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第五条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第六条の五第三号中「第五条第二項第三号イ」を「第五条第二項第四号イ」に改める。

第七条第二号中「又は第四号」を「第四号又は第九号」に改める。

第十一条第二項中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十一条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第五条第二項第三号イ」を「第五条第二項第四号イ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十六日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局（本庁）の項中「企業誘致専門監」を「企業誘致専門監 韓国交流推進監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄